

平成26年6月2日

保護者の皆様へ

松江西高等学校  
校長 塩冶 静雄

### 異常気象（大雨・台風等）時における登校について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、梅雨の時期となり、大雨やそれに伴う洪水・土砂崩れ等により、生徒たちが安全に登校できなくなる事態が予想されます。そこで、本校では生徒の安全確保のため、下記の通り判断基準を定めて対応したいと思いますので、ご承知の程よろしく申し上げます。

#### 記

異常気象の下、「警報が発令」されたときは、生徒の通学時の安全確保のために次のように「始業時刻の変更」または「臨時休業」の対応をとる。

ここでいう、「警報が発令」とは「**松江市(学校所在地)**」または生徒それぞれの「**居住地域**」において、「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」のいずれかが発令されたときをさす。

#### (1) 平日の場合

- ① 当日、午前6時の時点で**警報が発令**されているときは、**自宅待機**とする。
- ② 生徒が**自宅**を出る**予定時刻**までに**警報が発令**されたときは、**自宅待機**とする。
- ③ **登校中に警報が発令**された時には、生徒は次のいずれかの方法で対応する。  
ただし、アまたはイの場合には学校へ連絡する。
  - ア **安全な場所に避難**する。
  - イ **安全を確保しつつ帰宅**する。
  - ウ **安全を確保しつつ登校**する。
- ④ 午前10時の時点で、「**松江市(学校所在地)**」に引き続き**警報が発令**されているときは、**臨時休業(休校)**とする。  
臨時休業(休校)により、実施できなかった授業については長期休業等を実施する。
- ⑤ 午前10時までに、「**松江市(学校所在地)**」の**警報が解除**された場合は、その時点から安全に留意して**登校**する。  
ただし、生徒の「**居住地域**」の警報が解除されていない場合や、解除になっても、交通機関の運休や河川、道路等の状況から登校が難しく、危険だと判断した時は、自宅待機してその旨を学校又は担任に連絡する。その場合の欠席については公認欠席の扱いとする。  
(生徒の安全確保を最優先とし、個別の状況判断については十分に尊重する。)
- ⑥ **始業時刻後に警報が発令**された場合には、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがある。

#### (2) その他の場合

- ① **定期試験日**については午前6時の時点で**警報が発令**されているときは、**臨時休業(休校)**とする。定期試験の未実施分については試験の最終日の翌日に実施し、その他の予定は変更しない。
- ② 検定試験等については、前日の下校時までに実施の有無を判断する。
- ③ 部活動等については、当該顧問が「平日の場合」に準じて判断し、別途指示する。

※上記を含め緊急時の対応については、「緊急連絡メール」「学校HP(緊急情報)」で連絡します(未登録者は担任からの電話連絡)。ただし、メール送信(電話連絡)が間に合わない場合や、停電等でメール送信ができない場合がありますのでご了承ください。